

令和4年11月30日

公益社団・財団法人 代表者殿

内閣府大臣官房公益法人行政担当室長

責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドラインについて

平素より公益活動の推進に御尽力されていることに敬意を表します。

令和4年9月、日本政府においては、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を策定しました。

本ガイドラインは、企業の規模、業種にかかわらず、日本で事業活動を行う全ての企業を対象として、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」、OECD 多国籍企業行動指針及びILO 多国籍企業宣言をはじめとする国際スタンダードを踏まえ、企業による人権尊重の取組に当たっての考え方・方法を、事例も交えながら、解説したものです。

貴法人におかれましても、職員への周知等、ご協力いただきますと幸いです。

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/business_jinken/index.html

<https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003.html>

以上